

山梨県国民保護講演会実施要領

1 趣 旨

国民保護法の施行から1年が経過し、現在県では、今年度中の策定を目指し、国民保護計画の策定作業を進めている。

武力攻撃事態等万一の事態から県民を守るためには、国民保護に携わる県や市町村等関係者への周知と理解が不可欠である。

そこで、国民保護の仕組みと自治体の役割について理解を深めることを目的として、「山梨県国民保護講演会」を開催する。

2 日 時 平成17年11月11日(金)
14:30~16:00

3 会 場 山梨県自治会館 1階講堂
甲府市蓬沢1丁目15番35号
TEL 055-237-5711

4 主 催 山梨県

5 内 容

開会(14:30)

主催者あいさつ(14:30~14:35)

講演(14:35~15:55)

「国民保護の仕組みと自治体の役割」

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付

内閣参事官 西藤 公司 氏

質疑応答(15:55~16:00)

閉会(16:00)

6 参加対象 行政機関(県、市町村長、消防本部消防長等)
県国民保護協議会委員、幹事
指定地方公共機関の代表者